

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第5条の規定に基づき、介護予防支援、並びに「藍住町介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱」における介護予防ケアマネジメント契約締結に際して、説明しなければならない内容を示したものです。

1 事業所の概要

運営主体の法人名	藍住町
代表者氏名	藍住町長 高橋 英夫
事業所名	藍住町地域包括支援センター
介護保険指定事業所番号	3601500030
所在地	藍住町奥野字矢上前52番地1
連絡先	TEL:088-637-3175 FAX:088-637-3312
管理者	美馬 正美
営業日	月曜～金曜日(祝祭日、12月29日～1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供実施地域	藍住町内

2 事業所の職員体制

職種	職員数	職務内容
管理者	1名	職員及び業務の管理等
保健師	1名以上	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 高齢者の総合相談業務・権利擁護業務等
主任介護支援専門員等	1名以上	
社会福祉士	1名以上	

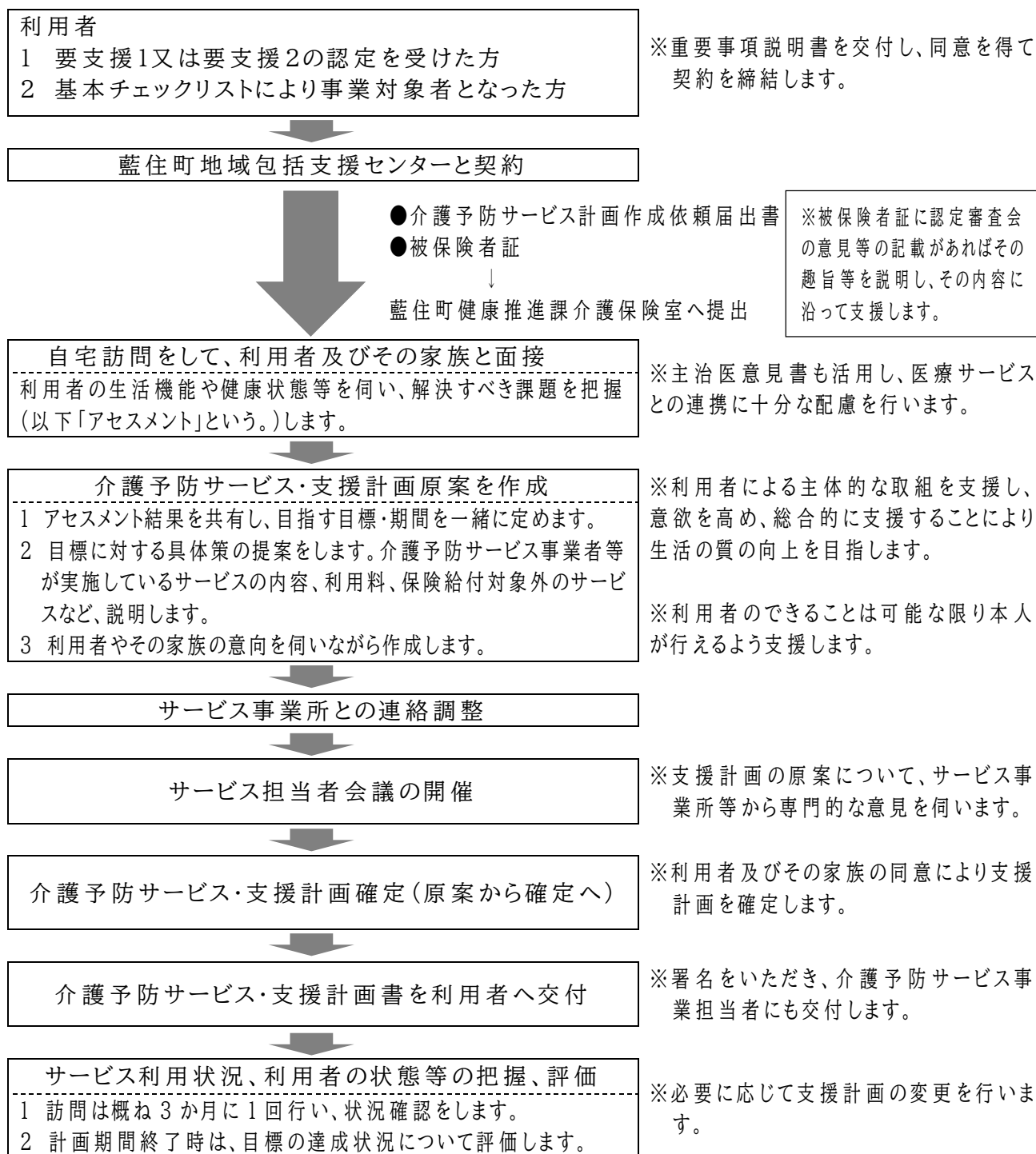
3 事業の目的

介護保険法等の関係法令の趣旨に従い、利用者が要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

4 運営方針

- (1) 利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、特定の介護予防サービス事業者等に偏ることのないよう、公正中立に支援を行います。
- (3) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (4) 事業の運営に当たっては、保健・福祉・医療・行政・地域との連携に努めます。
- (5) 研修の機会を確保し、職員の資質向上を図ります。
- (6) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境を整え、サービス向上を図ります。

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容等



給付管理	サービス提供事業者への支払いのため、必要な書類の作成等を毎月行います。
主治の医師や歯科医師、薬剤師への連絡	介護予防サービス・支援計画の作成時やサービスの利用時に必要と認める場合は、利用者の同意を得た上で、連絡等を行います。
要支援認定の申請に係る援助	利用者の意思を踏まえ、要支援認定に係る申請に必要な支援を行います。 更新申請は、要支援認定有効期間満了日の30日前までに行えるよう支援します。 状況に応じて区分変更の提案、変更申請に必要な支援を行います。
相談支援	権利擁護等、利用者の状況により、必要な相談に応じます。
要介護認定となった場合の情報提供	利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者へ必要な情報を提供する等、連携を図ります。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要する利用料は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）等に基づき、次のとおりとします。利用者の自己負担はありませんが、介護保険料滞納等により、事業所が費用を法定代理受領できない場合は、事業所へお支払いいただきます。

1か月当たり	4,420 円
初回加算（新規に介護予防サービス・支援計画等を作成した場合）	3,000 円
委託連携加算（指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定）	3,000 円

7 入院時における連絡について

病院又は診療所に入院をする場合は、担当職員に連絡をお願いします。また、入院先に担当職員の氏名及び事業所名、連絡先をお伝えください。

8 秘密保持及び個人情報の保護について

事業所は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、サービス担当者会議等で用いる個人情報については、文書により同意を得ます。

9 虐待の防止について

事業所は、利用者の権利擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を行う等の措置を講じます。

虐待又は虐待が疑われる場合には、速やかに管理者に報告し、これを藍住町に通報します。

虐待防止に関する責任者	藍住町地域包括支援センター 管理者
-------------	-------------------

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所は、感染症の予防・まん延防止のための措置を講じ、職員に対し、研修及び訓練を定期的に実施します。

11 業務継続計画について

事業所は、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時には計画に従って必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに研修等を実施します。

12 事故発生時の対応について

(1) サービス提供時に事故・体調の急変等が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

13 身体拘束等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 契約の終了と更新について

契約の解約を希望する場合には、解約を希望する日の7日前までに事業所へ申し出てください。希望する日をもって契約を解約することができます。利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない場合には、契約を自動更新させていただきます。

また、利用者及びその家族等が、事業所及び担当職員等に対して名誉を毀損する・暴行を働く等の、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、事業所から利用者へ文書で通知することにより直ちに契約を解約することができることとします。

15 サービスの苦情相談窓口

事業所は、提供したサービスへの苦情又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情や相談がある場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、次の窓口へ連絡ください。

●事業所の苦情相談窓口

藍住町地域包括支援センター	電話番号：088-637-3175 受付時間：(平日)午前8時30分～午後5時15分
---------------	---

●介護保険及び総合事業等の苦情相談窓口

藍住町健康推進課 介護保険室	電話番号：088-637-3311 受付時間：(平日)午前8時30分～午後5時15分
徳島県国民健康保険団体連合会	電話番号：088-666-0117 受付時間：(平日)午前8時30分～午後5時

16 相談、意見、苦情の対応及び職員に対する迷惑行為等への対応について

事業所は、利用者及びその家族等からの相談、意見、苦情及び要望を適切に受け止め、必要な支援及び対応に努めます。

一方、職員に対する暴力、脅迫、威嚇、侮辱、長時間にわたる拘束、執拗な要求など、職員の安全又は就業環境を著しく害する行為があった場合には、職員の安全確保のため、複数職員による対応、対応方法の変更、関係機関との連携等、必要な措置を講じる場合があります。

なお、認知症、疾病、介護負担その他の事情が言動の背景にある場合には、その状況にも配慮し、必要な支援について検討します。

利用者及びご家族の皆様と、職員が良好な関係を築き、お互いに安心して相談支援業務を行うことができるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

本書交付の証として本書2通を作成し、利用者と事業所職員が署名又は記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所名 藍住町地域包括支援センター 説明者 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約に当たり、説明者より契約書及び本書面により重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 法定代理人 _____